

平成23年7月11日(月)
国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所
中日本高速道路株式会社
東京支社

記者発表資料

国道1号(箱根新道)が7月26日(火)より恒久的無料に ～ 管理が国土交通省へ ～

箱根町山崎と箱根峠を結ぶ箱根新道(延長約13.8km)は、昭和37年3月に道路整備特別措置法により整備され、国道1号の一般有料道路として開通しましたが、この度料金徴収の期間が満了します。

7月26日(火)0時より道路を管理する者が、国土交通省横浜国道事務所になり、恒久的に無料となります。

- ◆ 無料後も引き続き「自動車専用道路」です。
- ◆ 125cc以下の自動二輪車、自転車、歩行者は通行できません。
- ◆ 道路に関する要望・意見、工事、占用等の問い合わせ先
横浜国道事務所 小田原出張所 電話 0465-47-2163
- ◆ 緊急ダイヤル #9910-ガイダンス-「3」を選択

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・神奈川県政記者クラブ
静岡県政記者クラブ・静岡県社会部記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 電話番号 045-311-2981(代表)

副所長 たきなみ しんいち
瀧浪 慎一

管理第一課長 やまだ としかず
山田 利一

中日本高速道路株式会社 東京支社 小田原保全・サービスセンター

電話番号 0465-47-5147(代表) (受付時間: 平日 9:00~17:25)

総務企画担当課長 たかし あきのり げんま かずひろ
高師 章憲 弦間 和博

【箱根新道の概要】

箱根新道は、昭和33年に国道1号の「箱根バイパス建設工事」として事業許可を受けた日本道路公団(当時)が建設し、昭和37年3月に、国道1号の一般有料道路(30年の料金徴収期間)で開通しました。

その後、須雲川ICの改築事業と併せて事業変更を行い、料金徴収期間を平成24年1月30日としましたが、平成18年以降の料金収入増などを受け、料金徴収の期間の見直しを行った結果半年程度の繰り上げが可能となり、料金徴収期間を平成23年7月25日に変更しました。

〔諸元〕

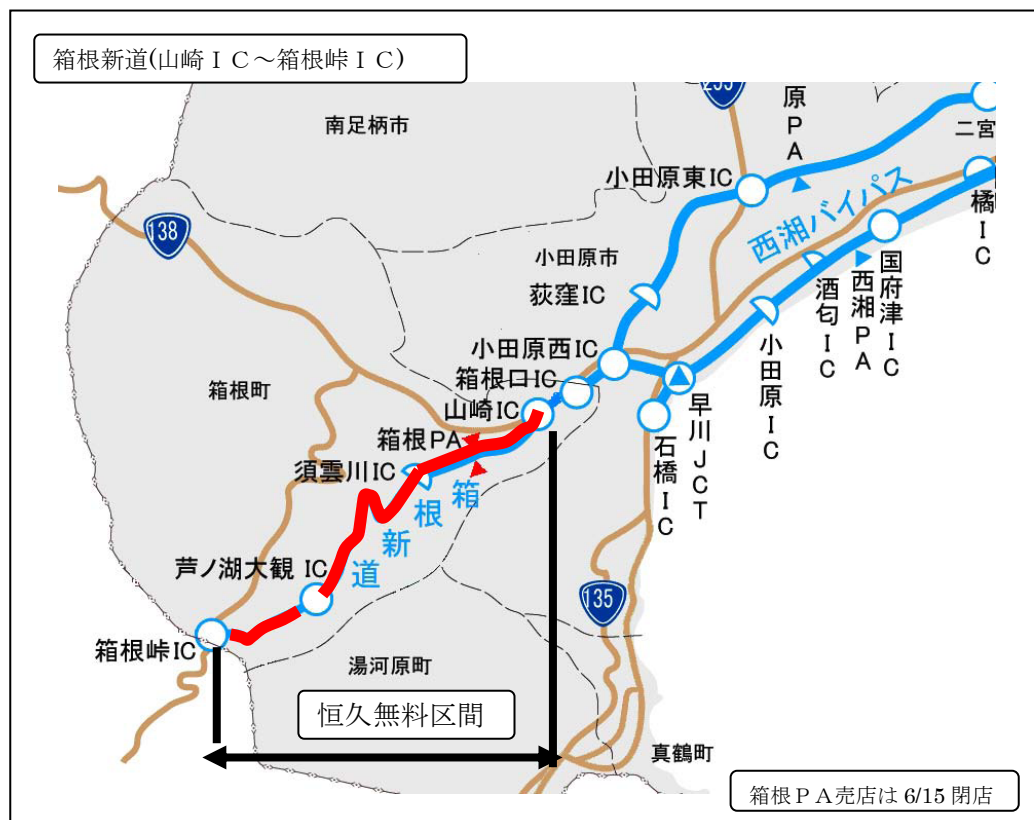
- ・延長約13.8kmの自動車専用道路
- ・山崎ICと箱根峠ICの標高差約740m、最急勾配8%の急峻な山岳道路

〔経緯〕

昭和33年 8月26日	事業許可(日本道路公団)
昭和37年 3月31日	開通(日本道路公団が管理)
平成 7年12月22日	須雲川IC開通
平成17年10月 1日	中日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立
平成22年 6月28日	無料化社会実験開始
平成23年 6月20日	無料化社会実験一時凍結
平成23年 7月25日	料金徴収期間満了
平成23年 7月26日	恒久的に無料(国土交通省が管理)

〔料金徴収期間〕

昭和37年3月31日から平成23年7月25日まで



【料金徴収の期間】

箱根新道は、料金徴収期間を定め、たうえで料金徴収し、償還後は無料開放される一般有料道路です。

道路資産の帰属については、道路整備特別措置法第52条に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が保有する道路資産は、料金徴収期間の満了の日の翌日において本来道路管理者である国に帰属されます。

機構と中日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項及び高速道路株式会社法第6第1項条の規定に基づき「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」を締結し、平成23年7月25日までとしています。

この料金徴収の期間は、会社への道路資産の貸付及び維持、修繕を行うことができる期間と同じであり、その翌日である平成23年7月26日に道路資産が本来管理者に帰属され、横浜国道事務所が管理を引継ぐこととなります。

道路整備特別措置法抜粋

(道路資産等の道路管理者への帰属)

第五十二条 前条第二項から第四項までの規定により機構に帰属した道路資産並びに同条第六項及び第七項の規定により地方道路公社に帰属した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定める物件を除く。)は、第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の翌日において、道路管理者(道路管理者が国土交通大臣であるときは、国)に帰属する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法抜粋

(協定)

第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

- 一 協定の対象となる高速道路の路線名
- 二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容(修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)
- 三 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 四 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 五 機構が会社に対して行う前条第一項第四号及び第六号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画
- 六 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間
- 七 会社が当該高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間
- 八 その他国土交通省令で定める事項

高速道路会社法抜粋

(協定)

第六条 会社は、前条第一項第一号又は第二号の事業を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、機構と、機構法第十三条第一項に規定する協定(次項において単に「協定」という。)を締結しなければならない。

(参考資料)

【緊急ダイヤルとは】

「緊急ダイヤル」は、道路利用者等から道路に関する緊急通報を受付ける専用ダイヤルで、その運用は、全国レベルで、24時間体制の受付を行っています。

箱根新道は、#9910-ガイダンス-2-ガイダンス-1 → #9910-ガイダンス-3に変わります。

平成19年4月より道路の選択番号が変更になりました。ご注意ください。

幹線道路の異状を発見したら…

道路緊急ダイヤル 緊急通報 #9910 24時間受付

路肩の崩壊
ガードレールが壊れています。
路面の汚れ(油・土砂)
路面の穴ぼこ
故障車・落下物
道に穴があいています。

道路の異状を見つけたらご一報ください

安全な場所へ停車して
あ!! ケータイ等で緊急通報
道路の番号を選択

1. 首都高速
2. その他の高速道路
3. それ以外の道路

道路の選択 (上記から道路の番号を選択してください。)

1. 東名高速・小田原厚木道路・西湘バイパスなど
2. 中央自動車道・八王子バイパスなど
3. その他の高速道路

道路の選択 (上記から道路の番号を選択してください。)

※特に高速道路については、異状箇所特定のため、道路名、進行方向、キロポスト、周辺の施設名等をご確認いただきますようお願い致します。※県管理の道路等については、夜間・土・日・祭日は対応出来ない場合もあります。※故障車は、高速道路のみ対象となります。※事故情報は、警察(110番)へ連絡してください。ただし、首都高速道路においては、事故を含む緊急事態全般を受け付けます。※道路交通情報については、(財)日本道路交通情報センター(TEL. 03-3264-1331)へお問い合わせください。※道路交通法により運転中の通話は禁止されています。駐車場等の安全な場所に停車しておかけください。

実施機関 国土交通省関東地方整備局・東日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社

緊急通報以外の道路相談は道の相談室へ

「道の相談室」

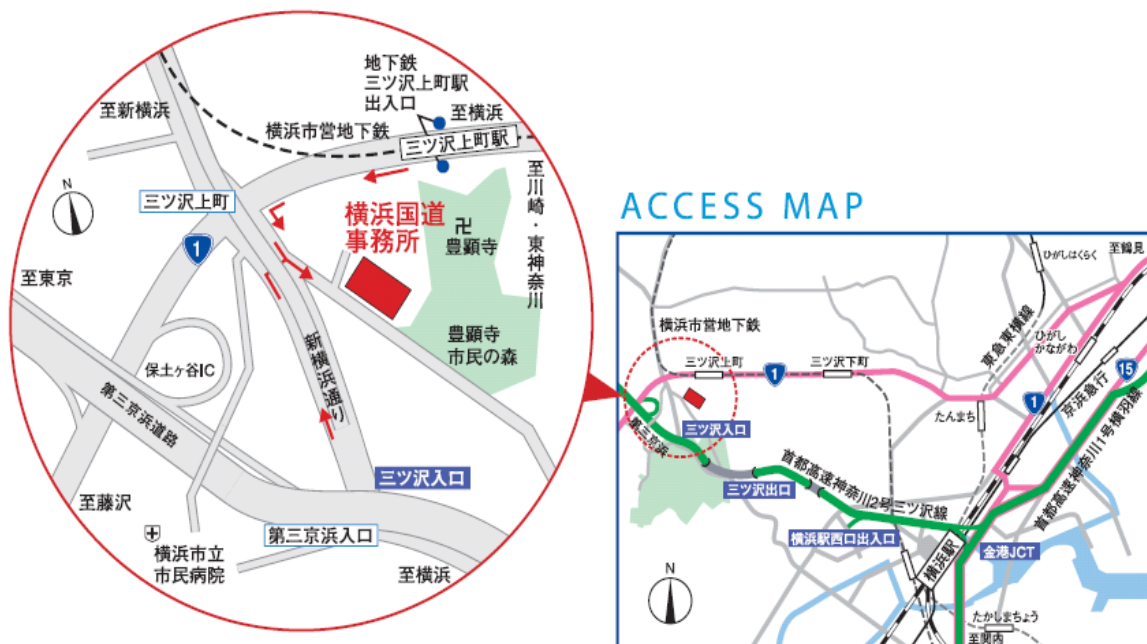
☎ 0120-106-497

●相談内容の回答については関係する機関から後日回答となる場合もありますのでご了承下さい。

(参考資料)

「新たに箱根新道を管理する、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
及び小田原出張所を紹介します」

国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所
電話045-311-2981(代表)



◆道路に関する要望・意見、工事、占用等の問い合わせ先
横浜国道事務所 小田原出張所 電話 0465-47-2163

